

○神戸女学院大学ジェンダーインスティテュート規程

1993年3月22日

ジェンダーインスティテュート総会制定

(目的及び設置)

第1条 女性学及びジェンダー・スタディーズの研究を促進し、かつ、研究の成果を発表するとともに、国内外における研究諸機関との研究交流をはかるため、神戸女学院大学研究所付属の研究機関として神戸女学院大学ジェンダーインスティテュート（以下「インスティテュート」という。）を設置する。

(業務等)

第2条 インスティテュートは、次に掲げる業務及び事業を行う。

- (1) 女性学及びジェンダー関係の講演会、セミナー及び研究会の開催に関すること。
- (2) 女性学及びジェンダー関係の授業の企画及び立案に関すること。
- (3) 女性学及びジェンダー関係の文献・資料の収集及び提供に関すること。
- (4) 研究助成及び学会等出張補助に関すること。
- (5) 紀要『ジェンダーインスティテュートジャーナル』の発行に関すること。
- (6) 学生懸賞論文「ジェンダーインスティテュート賞」の公募及び選考に関すること。
- (7) 研究諸機関との交流に関すること。
- (8) ジェンダーインスティテュート予算管理に関すること。
- (9) 女性及びジェンダー関係の学生の活動に関すること。
- (10) その他女性及びジェンダー研究活動に関すること。

(組織)

第3条 インスティテュートは、ジェンダーインスティテュート所員（以下「所員」という。）をもって組織する。

(所員)

第4条 神戸女学院大学研究所所員は、ジェンダーインスティテュート所員となる資格を有する。

2 学長及び研究所長は、その在職期間中、所員となる。

(ディレクターの設置)

第5条 インスティテュートに、ジェンダーインスティテュートディレクター（以下「ディレクター」という。）を置く。

2 ディレクターは、所員のなかから選出し、学長が任命する。ただし、その選出方法につ

いては、別に定める。

- 3 ディレクターは、インスティテュートの業務及び事業を円滑に行い、インスティテュートを代表する。

(ディレクターの任期)

第6条 ディレクターの任期は、4月1日から2年間とする。

- 2 ディレクターの再選を妨げない。ただし、引き続き三選は認めない。
- 3 ディレクターが任期中に定年に達した場合は、その職を失う。
- 4 任期途中においてディレクターの交替があるときには、新任者の任期は前任者の任期の残任期間をもって、その任期とする。

(委員会の設置)

第7条 インスティテュートの業務、事業、編集、その他運営に関する事項を審議するために、ジェンダーインスティテュート委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

(委員会の構成)

第8条 委員会は、次に掲げる委員によって構成される。

(1) 研究所長

(2) ディレクター

(3) 所員のなかから選出された委員4名。

- 2 ディレクターは、委員会委員長となる。
- 3 第1項第3号の委員の選出方法は、別に定める。また、委員に欠員が生じた場合の後任者の選出時期やその他必要な事項は、委員会にて審議する。

(委員の任期)

第9条 前条第1項第1号及び第2号の委員が、その役職を解かれたときは、委員を退くこととする。

- 2 前条第1項第3号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員会の開催等)

第10条 委員会は、ディレクターが招集する。

- 2 委員会の会議は、その数の半数以上の出席により開催する。
- 3 委員会の議事は、出席数の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、ジェンダーインスティテュート総会が行う。

附 則

この規程は、1993年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2000年6月23日から施行し、2000年4月1日から適用する。（2000年6月23日総会改正）

附 則

この規程は、2005年7月15日から施行し、2005年4月1日から適用する。（2005年7月15日総会改正）

附 則

この規程は、2007年4月1日から施行する。（2006年11月17日教授会改正）

附 則

この規程は、2009年4月1日から施行する。（2008年7月18日総会改正）

附 則

この規程は、2013年11月22日から施行する。（2013年11月22日総会改正）

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。（2020年11月27日総会改正）

附 則

この規程は、2023年11月2日の女性学インスティテュート総会で、「神戸女学院大学女性学インスティテュートの名称変更に伴う関係規程の整理に関する規程」が承認されたことに伴い、2024年4月1日から施行する。（2023年11月2日改正）

附 則

この規程は、2024年4月1日から施行する。（2024年3月28日総会改正）

附 則

この規程は、2024年10月29日から施行する。（2024年10月29日総会改正）